

審第1100号-1
答申第362号
令和7年6月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年10月6日付け健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第333号

令和5年8月24日付けで審査請求人から提起された、令和5年6月30日付け健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年6月30日付け健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、開示請求の対象外と判断した「千葉県ALL__対応状況詳細リスト」の各欄の項目が記載された行及び本件の緊急搬送事案の患者に係る記録のうち入電／架電開始日時欄に「〇〇—〇〇—〇〇 〇〇：〇〇：〇〇」と記載された行の記載内容について、開示請求の対象となる個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、依頼元保健所欄、依頼日欄、患者氏名欄、患者氏名かな欄、誕生日欄、受電／架電欄及び作業メモ作成日時欄に記載された情報、作業メモ欄に記載された本件の緊急搬送事案の患者の氏名等の情報並びに受電元／架電先欄及び作業メモ欄に記載された当該患者と審査請求人の関係を示す情報を開示すべきである。
- (3) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年6月13日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「私、〇〇 〇〇／〇〇～〇〇／〇〇までに緊急搬送事案について、連絡をとりあったものについて、県が残している記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「千葉県ALL__対応状況詳細リスト（〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日）」（以下「本件文書」という。）に記載された個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年8月24日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和5年10月6日付け健福第1251号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

不開示とした処分部分の取り消しの裁決をもとめる。

(2) 本件審査請求の理由

健康福祉政策課は、不開示理由を条例第78条第1項第2号及び7号により、不開示としている。内容や担当者がまったく分からないため、不開示になった全ての部分は、開示されるべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容について

ア 対象行政文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を対象行政文書として特定し、本件決定を行った。

イ 対象行政文書の内容について

本件文書は、千葉県が緊急搬送に係る業務（入院調整等）を適正に遂行・関与するに当たり、対象者本人又は家族、消防、医療機関等関係者との間で行われたやりとり等を随時記録した文書である。

(3) 処分（部分開示決定）の理由について

ア 不開示部分について

本件文書の不開示部分及び不開示理由は以下のとおりである。

(ア) 第三者の氏名、生年月日、性別、健康情報及び固有番号並びに記載された人物の属性

法第78条第1項第2号該当。当該情報自体又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため。

(イ) 対応状況、担当者の意見及び今後の方針

法第78条第1項第2号及び7号柱書該当。医療に関する情報であって、開示することにより、医療事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当該情報をほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。

イ 法第78条第1項第2号該当性について

不開示とした情報のうち、第三者の氏名、生年月日、性別、健康情報及び固有番号並びに記載された人物の属性に係る情報は、いずれも、当該情報自体又は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定

の個人を識別できる情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
ウ 法第78条第1項第2号及び第7号柱書該当性について

不開示とした情報のうち、対応状況、担当者の意見及び今後の方針に係る情報については、医療に関する情報であって、開示することにより、今後関係者から意見聴取や情報収集、関係者間の意見交換等が阻害されるおそれがあり、千葉県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該情報をほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報でもあることから、法第78条第1項第2号及び第7号柱書に該当する。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、本件請求において、「不開示となったすべての部分は開示されるべきである」と主張し、要するに本件決定を取り消すよう主張している。

しかしながら、行政文書の開示又は不開示については、法令に基づいて判断されるところ、前記(3)のとおり、本件決定は、法令に基づき適法に行われており、審査請求人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

また、審査請求人は、本件決定において部分開示された行政文書の写しの交付に当たり、印刷された開示文書の文字等が小さく、つぶれているため判読できないと主張しているが、行政文書の開示等の決定後の写しの交付方法については、当該開示等決定の適否とは関わらないものであり、仮にこの点を措くとしても、一般的に開示請求に係る行政文書の写しの作成は、対象となる行政文書の原寸により行うこととされており、文字サイズ等の編集や複写時の拡大等の判読性を高める処理は、開示請求者からの申出がない限り行っていないところである（「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」〔平成13年3月7日制定〕第4の1(2)ウ参照）。

なお、本件審査請求に当たり、本件審査請求に係る審査請求書において、処分庁の審査請求に係る教示は無かった旨の記載があるが、本件決定の決定通知書において、教示（行政不服審査法〔平成26年法律第68号〕第82条）を実施している旨申し添える。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、

以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求の対象となる審査請求人の個人情報として、本件文書を特定した。本件文書は、千葉県が入院調整等の緊急搬送に係る業務において対象者本人又は家族、消防、医療機関等の関係者との間で行ったやり取り等を記録した表から、審査請求人との間で行ったやり取りを記録した行を抽出した文書であると認められる。

イ 当該表の各行には24の記入欄があるところ、審査請求人に開示された本件文書には各欄の項目が記載された行が抽出されていないため、各欄に記載されている内容が何についての情報であるかが分からない状態となっている。

実施機関に確認したところ、各欄の項目は別表のとおりである。

表に記載された個人情報の開示に当たっては、記入欄の中に記載された情報のみを開示するのではなく、各欄に記載されている内容が何についての情報であるかが分かるよう、各欄の項目が記載された箇所も開示すべきである。

ウ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、「千葉県ALL__対応状況詳細リスト」の本件の緊急搬送事案の患者（以下「本件患者」という。）に係る記録のうち入電／架電開始日時欄に「〇〇—〇〇—〇〇 〇〇：〇〇：〇〇」と記載された行は、架電先に審査請求人以外の者の氏名が記載されているものの、記載内容には審査請求人との間で行ったやり取りも含まれていた。

エ したがって、「千葉県ALL__対応状況詳細リスト」の各欄の項目が記載された行及び本件患者に係る記録のうち入電／架電開始日時欄に「〇〇—〇〇—〇〇 〇〇：〇〇：〇〇」と記載された行については、本件開示請求の対象となる個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 実施機関は、本件文書で不開示とした情報について、法第78条第1項第2号又は第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 本件文書で不開示とされた部分のうち、依頼元保健所欄、依頼日欄、患者氏名欄、患者氏名かな欄及び誕生日欄に記載された情報、作業メモ欄に記載された本件患者の氏名等の情報並びに受電元／架電先欄及び作業メモ欄に記載された本件患者と審査請求人の関係を示す情報について、実施機関は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当すると主張する。

審議会で見分したところ、当該不開示部分には、本件患者に係る情報及び本件患者と審査請求人の関係を示す情報が記載されている。本件開示請求は本件患者の緊急搬送事案について連絡を取り合った記録の開示を求めるものであり、実施機関は当該請求内容に該当するものとして本件文書を特定して審査請求人に開示したのであるから、本件文書に記載されている患者が誰であるかは審査請求人にとって明白である。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ…る情報」に該当し、開示が相当である。

ウ 本件文書で不開示とされた部分のうち、受電／架電欄及び作業メモ作成日時欄に記載された情報について、実施機関は、医療に関する情報であり、法第78条第1項第7号に該当すると主張する。

審議会で見分したところ、当該不開示部分には、担当者の意見や今後の方針といった内容を含まない単なる事実のみが記載されており、これを開示したとしても、法第78条第1項第7号に該当するような事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

したがって、当該情報は開示が相当である。

エ 本件文書で不開示とされたその余の部分の中には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ また、本件文書で不開示とされた部分には、前記イ、ウ及びエの情報のほか、本件の緊急搬送事案に係る対応状況、担当者の意見・評価、今後の方針等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、本来必要な記載がされなくなり、緊急搬送に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月10日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和7年 2月18日	審議（令和6年度第10回第1部会）
令和7年 3月18日	審議（令和6年度第11回第1部会）
令和7年 5月29日	審議（令和7年度第2回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

別表

各欄の左端からの位置	各欄の項目
1 列目	i d
2 列目	依頼元保健所
3 列目	依頼日
4 列目	h e r s y s i d
5 列目	患者氏名
6 列目	患者氏名かな
7 列目	誕生日
8 列目	電話番号
9 列目	依頼種別
1 0 列目	対応種別
1 1 列目	受電／架電
1 2 列目	受電元／架電先
1 3 列目	入電／架電開始日時
1 4 列目	作業メモ
1 5 列目	次回への申し送り
1 6 列目	担当者名
1 7 列目	作業メモ作成日時
1 8 列目	次回の架電予定日時
1 9 列目	医師対応
2 0 列目	対応状況
2 1 列目	入院・受診先・入居先
2 2 列目	受診調整時の案件番号
2 3 列目	診察種別
2 4 列目	カルテ提出済みフラグ